

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：34416

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830082

研究課題名（和文）世界金融危機対応をめぐる比較制度分析：英・米の事例を中心に

研究課題名（英文）A Comparative Institutional Analysis of the Responses to the Global Financial Crisis: The United Kingdom and the United States

研究代表者

神江 沙蘭 (KONOE SARA)

関西大学・経済学部・准教授

研究者番号：90611921

研究成果の概要（和文）：

本研究では2007-08年世界金融危機対応をめぐる英国と米国を中心に各国の比較をすることで、政治体制の違いが規制改革にどのような影響を及ぼしたか、それが金融ガバナンスにおいてどのようなインプリケーションをもったかを分析した。権力分散型（米国）・集中型（英国）に関わらず、金融危機の文脈では世論の批判を背景に規制改革が進行しやすいが、権力分散型では特に規制当局の再編等の行政改革が困難となる。国境を超えた金融監督・規制の統合の動きの中、国内での監督権限を一元化することで相互承認に基づくグローバルな監督枠組みを形成することが求められている。そうしたグローバルな変化に対して、権力集中型の英国でより迅速な対応がされたともいえるが、実際の監督行政のパフォーマンスは今後の制度設計の詳細に依存する。

研究成果の概要（英文）：

By comparing the response of countries, including the United Kingdom and the United States, to the 2007-2008 global financial crisis, this research examined how political systems impacted regulatory reforms in financial markets and what the implications for financial governance were. Both in a country characterized by the separation of powers (e.g. the United States) and in a country characterized by the centralization of power (e.g. the United Kingdom) regulatory reforms made progress after the financial crisis due to public pressure. Nevertheless, in the system characterized by the separation of powers, the restructuring of financial regulators has been rather difficult. In the global context of financial regulatory and supervisory integration across borders, the consolidation of financial regulatory powers at a national level has become important in order to shape the global financial architecture according to the principles of mutual recognition. Though one could assert that the United Kingdom has acted relatively quickly to take part in and lead this new trend, the assessment of the financial regulatory and supervisory structure should still depend on exactly how the regulatory structure is built and how reforms are implemented.

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：国際政治経済学

科研費の分科・細目：国際関係論

キーワード：金融危機、比較制度分析、金融規制、イギリス、米国

1. 研究開始当初の背景

本研究は2007-08年世界金融危機への対応とその影響について英国と米国を中心に比較するものであった。両国は自国市場での資産価値の急騰とその暴落というバブルの形成と崩壊が危機前後にみられた点で共通点をもつ。これに対して自国内でバブルの崩壊はなかったものの、当該危機によって損失を被った国も多数あった。例えばドイツは欧米金融ネットワーク全体の不安定化によって経営状況が悪化した金融機関の救済が必要となり、日本もその外需・輸出依存体制のために世界的な不況の影響を大きく受けた。本研究の第一の目的は、英国と米国でのバブルの形成と崩壊、金融危機への対応の比較を通じてその政治制度の違いが政策形成に与える影響を分析することであった。第二点として、2007-08年世界金融危機の文脈や金融システムの特徴が異なる日本やドイツでの危機への対応やその影響を英国・米国と対比させることで、金融危機の経験と規制改革との間の関連性を明確にし、また金融危機への対応が金融システムに与えたインパクトを評価することを目指した。

以前実施した研究プロジェクトでは、1970年代～2000年代初頭（2007-08年世界金融危機前まで）の日本・ドイツ・米国での金融自由化、金融規制当局の再編（日本の大蔵省改革等）、銀行破綻処理（日本の1990年代の金融危機対応等）に関わるケースを抽出して、その改革のパターンを比較検討した。ここでは権力分散型の政治体制では少数派がもつ拒否権が改革を困難にすると主張する Tsebelis (2002) の Veto Player (拒否権アクター) 論を参照しつつ、既得権と結びついた Veto Player の行動パターンは政治的・経済的文脈によって変動的である点を指摘し、突如として Veto Player が政治力を失うことで変化が生じるケース等、政策変化が起こるメカニズムを分析した（上記三カ国は程度や形態が異なるものの Veto Player が多数の事例）。

本研究では、上記プロジェクトで培った知見と理論的視点を活かしつつ、近年の金融自由化の帰結でもある2007-08年世界金融危機の反省を経た各国の政策的対応や規制改革の

プロセスを検証することを目的とした。ここでは権力分散型ではないウェスト・ミンスター型の英国も比較の対象とし、危機対応と金融市場安定化の制度設計に体制の違いがどう影響したかを検討した。

金融システムをめぐる政治の研究としては（主に1970年代～2000年代初頭の金融自由化について）、Zysman (1983)、Rosenbluth (1989)、Moran (1991)、Goodman and Pauly (1993)、Vogel (1998)、Deeg (1999)、Deeg and Lütz (2000)、Cioffi (2002)、戸矢 (2003)、Amyx (2004)、Singer (2007) 等が例として挙げられるが、2007-08年世界金融危機に関しては、国際金融・国際政治経済の観点からのアプローチが主で、比較政治学的な分析には十分な蓄積がない。本研究では、世界金融危機への各国の政策的対応やその金融システムへの影響の違いを規定する政治的要因を分析することで、国際政治経済の領域において国内政治の役割を再検証することを目指した。

2. 研究の目的

本研究は、2007-08年世界金融危機に対する英国と米国の対応や危機を受けた規制改革に関する比較分析を通じて、両国の政治制度の違いやアクターの利益構造の違いが政策対応や金融システムに与える影響を明らかにするものであった。

以前実施したプロジェクトでは、1970年代から2000年代初期の米国・日本・ドイツについて、ブレトン・ウッズ体制の崩壊後の金融自由化のプロセスの中で各国の政治制度の違いがどう反映されたかを比較した。ここでは権力分散型の政治体制における金融改革のポリティックスが分析の焦点であったが、本研究では政策変更が起こりやすいウェスト・ミンスター型のイギリスのケースを導入して比較した。

2007-08年の金融危機の際に自国でバブル崩壊を経験した英国と米国に比較の重点を置きつつ、当該金融危機の文脈や金融システムの特徴が両国とは異なる日本やドイツでの危機後の変化とも対比させることで、金融危機と規制改革の関係性を明らかにす

ることを目指した。

3. 研究の方法

2011年度は、現地でデータ収集・聞き取り調査を行う前に先行研究を収集・講読・分析し、理論枠組みと課題を明確化するとともに、成果論文等の理論に関する箇所の執筆を進めた。そこでは主に三つの課題に取り組んだ。一つ目は2007-08年世界金融危機と各国の対応について、二つ目は2007-08年金融危機のグローバル・ガバナンスへの影響について、三つ目は1970年代～2000年代初頭の金融改革のポリティックスとの関係で2007-08年金融危機対応のポリティックスをいかに評価するかという課題である。

この事前研究に基づき、各国の政策形成過程の実態を調査するため、大学やシンクタンク等の研究機関、金融規制当局、業界団体等での聞き取り調査や、現地での資料収集・文献調査を開始した。まず2011年9月にワシントンDCで準備的な聞き取り調査や文献収集を行った。聞き取り調査はJohns Hopkins 大学 School of Advanced International Studies (SAIS) やGeorge Washington 大学で行い、関連文献の収集をGeorgetown 大学や議会図書館 (Library of Congress) で行った。さらに2012年3月にロンドンで聞き取り調査と文献収集を行った。聞き取り調査はBank of EnglandやLondon School of Economics and Political Science (LSE) で行い、LSEと大英図書館 (British Library) で資料収集を行った。さらに研究成果 (特に英国の危機対応と規制改革について) を論文としてまとめて、同年3月ボストンで開催されたヨーロッパ研究協議会 (Council for European Studies : CES) で発表し、学会参加者との議論を通じて様々なフィード・バックを得た。またボストン滞在中にHarvard大学で聞き取り調査を行った。

2012年度には、まず2007-08年世界金融危機における英国の対応と規制改革に関して、前年度末のロンドンやボストンでの聞き取り調査や収集した資料、Council for European Studiesでの発表へのフィード・バックをもとに研究を進め、7月にワーキング・ペーパーを書き下ろして (タイトル『The Failure of an Integrated Regulatory Model?: The U.K. in a Time of Crisis (邦訳: 統合規制モデルの失敗?: 危機の中のイギリス)』)、学内の研究会で発表した。そこでは危機対応の政治学的分析だけでなく、今後どのような監督体制が求められているかを検討した。

さらに同年9月中旬にドイツ (ミュンヘン・フランクフルト・ベルリン)、10月末～11月

上旬に米国 (ニューヨーク・ワシントンDC) を訪問して聞き取り調査や資料収集を行った。ミュンヘンではCESinfoが開催する“The Banking Sector and the State”の研究会に参加し (聴講のみ)、フランクフルトではドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank)、在ドイツ外国銀行協会 (Association of Foreign Banks : VAB) で聞き取り調査を行うとともに Deutsche Bundesbankの歴史文書館で資料収集を行い、ベルリンでは財務省

(Bundesministerium der Finanzen) で聞き取り調査を行った。ニューヨークではColumbia大学での聞き取り調査と資料収集、ワシントンDCでは州銀行監督局協議会 (Conference of State Bank Supervisors) への聞き取り調査を行った。

これらの現地調査で得た知見を活かしつつ研究・執筆を進め、2007-08年金融危機後の規制改革の各国比較、そのグローバル・ガバナンスへの影響、金融危機以前の規制改革 (1970年代～2000年代頭) をめぐるポリティックスと2007-08年金融危機を受けた改革のポリティックスの比較分析結果等をまとめた。この研究成果は、2013年3月、Palgrave Macmillanに提出した著書の完成原稿『The Politics of Financial Markets and Regulation: The United States, Japan, and Germany (邦訳: 金融市場と規制をめぐる政治—米国・日本・ドイツの比較)』の一部として取り込んだ (2013年度中に出版予定)。

4. 研究成果

先述の研究目的と方法に従って、本研究プロジェクトでは以下の点を中心に分析を進め、研究成果としてまとめた。1) 「権力集中型 (英国) — 分散型 (米国)」の政治システムやアクターの違いが改革の内容にどのような影響を与えたか、2) 危機対応や規制改革において英国や米国では日本やドイツと比較してどのような特徴が見られたか、3) 世界金融危機という文脈は改革をめぐる政治にどのような影響を及ぼしたか、4) 各国の改革をグローバル・レベルでの制度変化との関連でいかに位置づけるかといった点である。

これらの点に関して、本研究では以下のことを明らかにした。1) 権力集中型システムでは危機の有無に関わらず監督機構の統廃合等を行いやすいが、制度の実質的な機能は政治経済の状況や主要アクターの政策選好に大きく制約される点、2) 金融危機の震源地となった英国や米国は震源地から遠い日本やドイツよりも国際金融規制の強化を必要とした点、3) 金融危機の状況の下では、金融市場

を規定する既存の権力体制への批判が高まり、また規制強化に抵抗する市場アクターの政治力は抑制されるため、金融自由化でなく金融市場・監督機能の再編が推進される点、ただ国内レベルと比較してグローバル・レベルではこのような推進圧力は限定的となる点、4) グローバル・レベルの金融改革ではヘゲモニー国家の国内政治の影響が支配的となりやすい点、そして危機以降、グローバル・レベルでは規制強化と同時に監督体制における相互承認に基づいた分権的アプローチが重視されているが、これは国内での規制権限の統合という流れと一致する点等である。

上記の研究成果と議論の詳細は、ワーキング・ペーパー、『The Failure of an Integrated Regulatory Model?: The U.K. in a Time of Crisis (邦訳：統合規制モデルの失敗?：危機の中のイギリス)』と2013年度中に出版予定の著書、『The Politics of Financial Markets and Regulation: The United States, Japan, and Germany (邦訳：金融市場と規制をめぐる政治—米国・日本・ドイツの比較)』の一部に盛り込んだ。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① Konoe, Sara (2012). “The Failure of an Integrated Regulatory Model?: The U.K. in a Time of Crisis.” *Economic Society of Kansai University Working Paper Series*, F57. (査読無)

② 神江沙蘭 (2012) 「政策転換とガバナンス—金融システム改革と介護保険導入の事例から」 *明治大学国際日本学研究* 4 (1)、75-100頁。(査読有)

[学会発表] (計3件)

① Konoe, Sara (2012). *The Failure of Integrated Regulatory Model?: The U.K. in the Time of Crisis*

関西大学経済学会第28回夏期研究大会 2012年07月18日～2012年07月18日

関西大学 (大阪)

② 2012年3月ヨーロッパ研究協議会 (CES) 報告

Konoe, Sara (2012). “The Failure of an Independent Regulator Model?: The U.K. in the Time of Crisis” Paper presented at the Council for European Studies, 19th International Conference of Europeanists. March 22-24, Boston, U.S.A.

③ 2011年11月日本国際政治学会 (JAIR) 研究大会報告 (部会4)、つくば国際会議場 (学会開催日: 11月11日～13日)

Konoe, Sara (2011). “Politics and Responses to the 2008 Global Financial Crisis: Germany’s Dilemma in the European Union.” (日本語報告)

[図書] (計1件: 2013年度出版予定)

① Konoe, Sara. *The Politics of Financial Markets and Regulation: The United States, Japan, and Germany*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, Forthcoming. (査読有)

[その他]

ホームページ等

個人ホームページ:

<http://www.mwpweb.eu/SaraKonoe/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

神江 沙蘭 (KONOE SARA)

関西大学・経済学部・准教授

研究者番号: 90611921